

●平成29年度 監査テーマ 中核市への移行に伴う委譲事務(衛生に関する事務を中心として)について

○ 包括外部監査の意見に対する改善について

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
1	国民生活基礎調査調査員手当算定の際の調査実施世帯数の集計ルールについて [58ページ]	国民生活基礎調査における調査員手当の計算基礎となる調査実施世帯数について、調査員の調査従事実績を適切に反映する集計方法とするため、訪問を行った世帯については調査実施世帯数に含めるといった明確な集計ルールを検討すべきである。	保健企画課	厚生労働省が作成している「調査の手引」をもとに集計ルールについて再検討した結果、調査対象地区内で調査票を回収できた世帯に加え、調査の協力が得られない世帯についても算定するが、空家(空室)や長期不在については除くこととした。
2	保健衛生課食品衛生グループ(食品)における収納事務の統一及び明文化について [76ページ]	環境衛生グループ及び食品衛生グループ(動物)では、会計カードに上長の検印を受領していたが、食品グループでは検印がなく、食品衛生グループ(食品)のみ検印を受領しないこととしているとのことであった。 会計カードの記入内容の正確性を確保するために、食品衛生グループ(食品)においても、作成者以外の者による確認を行い、検印を受領すべきである。	保健衛生課	会計カードの作成者以外に上席者が会計カードの収納金額等を確認のうえ検印の押印を行うこととし、平成30年2月1日より運用を開始した。
		収納事務を適切に実施する内部統制を維持するために、担当者が交代しても同水準の業務が確実に実施されるよう、業務内容を明文化すべきである。	保健衛生課	収納事務についてマニュアルを定め、グループ内で供覧するとともに常に参照できるよう収納事務の実施場所に設置して課員に周知し、平成30年2月1日より運用を開始した。
3	犬及び猫引取申請台帳の作成方法について [84ページ]	犬及び猫引取申請台帳について、文書管理システムから出力できる文書名一覧を利用するなど、網羅的かつ効率的な方法を検討すべきである。	保健衛生課	網羅的かつ効率的な台帳とするため、文書管理システムから目次を印刷して添付した。(随時)
4	猫の死体の引取り依頼に関する枚方市事務決裁規程の取扱いについて [85ページ]	担当者によって「軽易」か「軽易かつ定例」か異なる判断をしている状況にあり、かつ決裁権限者である上席者がこの状況に疑念を挟まずに決裁がなされているため問題である。 保健衛生課食品衛生グループ(動物)において、所定の事務書面ごとに、それぞれの役職者の決裁を得る必要があるか、枚方市事務決裁規程の取扱いを明確化する必要がある。	保健衛生課	所定の事務書面ごとに決裁権限者がどの役職者であるか明らかにわかるよう、マーカーや注意書きを記載した事務決裁規程を文書を綴り込む簿冊に添付した。
5	環境省への報告事項に関する記録の正確性について [85ページ]	犬・猫の引き取り、公示、焼却処理等、実施した業務に関する記録、特に外部へ報告が必要な記録の網羅性・正確性を検証する手続が必要である。	保健衛生課	出入表を網羅性に留意しつつ理解しやすく記入しやすい様式に変更し、記入間違い等を防止することにより正確性を図ると共に、報告時は必ずダブルチェックを実施することとした。
6	クリーニング、興行場、美容所並びに理容所の立入検査について[91ページ]	クリーニング業、美容所、理容所並びに興行場に対して実施した立入検査について、立入検査を実施した際の検査結果の記録が残されていなかった。 立入検査を実施した場合には、業種に関わらず、いつ、誰が、どのような検査項目について検査を実施したかを書面により明確にするとともに、検査結果について記録を残すことが必要である。	保健衛生課	平成30年度から理容所・美容所・クリーニング所・興行場の立入検査については、チェック事項を明確にした施設調査票を作成し、記録の保管を徹底するようにした。
		立入検査に際しては、必要な検査項目を網羅的に検証する必要がある。そのためそれぞれの検査について必要な項目を記載したチェックリストを作成し、検査に際しては当該チェックリストを使用して検査することを検討すべきである。	保健衛生課	平成30年度から理容所・美容所・クリーニング所・興行場の立入検査については、チェック事項を明確にするため施設調査票を検討・作成するようにした。
7	休業中の動物飼養場に対する立入検査について [92ページ]	動物飼養場について、廃業の際には廃業届等も必要であることから、現在休業中となっている施設について状況を把握するために立入検査を実施すべきである。	保健衛生課	平成29年度中に問い合わせを行い、休止中となっていた動物飼養場1件の廃止届の提出を指導した。すでに廃止届を受理済み。

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
8	特定建築物に関連する書類の不備について [93ページ]	「特定建築物使用開始届審査チェックリスト」を審査時に利用しており、エクセルで作成したものを出力し紙で保管している。しかし、チェック実施者及びチェック対象物件の記載がなく、またチェックはエクセル上で記載されている。 チェック漏れをなくすためにも、手書きでチェック証跡を残し、またチェック実施者及びチェック対象物件も記載すべきである。	保健衛生課	平成29年度中から審査チェックリストは、エクセルの印字ではなく、手書きで証跡を残すようにした。また、チェック実施者や対象物件も記載するようにした。
		「平成28年度特定建築物立入検査結果について(通知)」について、指導事項が少ないことから立入検査を省略して書類審査のみを行っている施設に関しても、表題が「立入検査結果」となっている。 立入検査の実施の有無は審査の深度に影響するものであり、書類審査を同列に扱うべきではないことから、適切な表題が必要である。	保健衛生課	平成30年度から文書表題を変更した。
		「特定建築物維持管理報告書」について、立入検査時には当該報告書に沿って検査を行い、報告書にチェック証跡を残すとのことであるが、チェック証跡がないものがあった。また、当該報告書には立入検査者の記載もないことから、誰が確認したのかを確かめることができない。必ずチェックの証跡を残すとともに立入実施者を記載すべきである。	保健衛生課	平成30年度から維持管理状況報告書の様式を変更し、チェック実施者を記載するように修正し、チェック証跡を残すように徹底した。
9	遊泳場の指導監査について [94ページ]	遊泳場の指導監督について、要改善事項があった場合でも、レジオネラ菌が検出されたようなケース以外では、指摘は立入当日に口頭で行われ、文書での指摘はなされていないとのことであった。また、改善報告書の入手も行われていない。 遊泳場と同じく水質等の環境維持が問題となる公衆浴場では、水質検査で問題のあった際には遊泳場と同じく環境衛生指導票を環境衛生監視員名で出しているが、これとは別に枚方市保健所長名で検査結果を施設開設者宛に交付していることに鑑み、遊泳場においても、同様の文書を交付すべきである。	保健衛生課	平成30年度から遊泳場立入検査結果を書面(保健所長名の公文書)で交付するように変更した。
10	感染症の発生届の登録確認について [108ページ]	医師からの発生届により、システム登録された件について、後日の検査で感染症でないと判明した際には、感染症サーベイランスシステムにおいて取り消しを行うこととなっているが、一覧表上訂正線を引いて、取消とされているだけで、当該取消がシステムにおいてなされたかどうかの確認を行うことができなかった。 感染症の発生届のように、システム登録自体が事務の目的である場合においては、登録作業が完了していることを示す証憑として、登録後のシステム帳票を発生届と一緒にファイリングすべきである。	保健予防課	発生届にシステム登録後の画面を添付し、ファイリングを行うようにした。また取り消しを行った場合も同様に取り消し画面を添付しファイリングを行うように改善した。
11	感染症発生対応一覧の作成について [111ページ]	第3類の感染症発生対応一覧を閲覧したところ、届出を行った案件の対応状況の欄が設けられておらず、対応が完了しているのか、対応中であるのかが確認できなかった。 対応状況を一覧表で管理しない場合、未対応のものが放置される可能性がある。 発生した感染症については、対応が完了したものについては、一覧表上その旨がわかるように、届出一覧表に記載する形式とすべきである。	保健予防課	感染症発生対応一覧表に対応終了日を記載する欄を設け、対応が完了したかを確認できるように改善した。
		結核患者に必要な資料が網羅的にそろっているかどうかの確認は、別々にファイリングされた資料をそれぞれ確認していく必要があり、文書索引目次を作っていない現状では、必要な資料の網羅性が確保されていない。 結核患者の個人別ファイルの冒頭に、具備すべきファイルの一覧を記載し、必要な資料が網羅的にファイリングされていることを確認できるようにすべきである。	保健予防課	結核登録票資料チェックシートを作成し、個人ファイルの冒頭にファイリングし、必要な資料がファイリングされているか確認できるように改善した。

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
12	特定感染症の検査結果書類の保管期限について [112ページ]	<p>性感染症検査については、検査結果の引換期限を設けていないため、取りに来ない検査実施者の検査結果について、中核市移行後に発生した未引換の検査結果については全て保管しているとのことである。</p> <p>検査結果の引換期限を設けていない場合は永遠に保管義務が生じてしまうこととなり、管理上問題である。また、検査実施日から長期間が経過した検査結果の有効性にも疑問があることから、検査結果の引換期限を設けるべきである。</p>	保健予防課	指摘後、平成29年度中より、受検者に検査受検前に口頭で「結果は1年間保管、以後は破棄する」旨を説明し、本人へ手渡す「結果通知引換券」にも同様の説明文を記載した。 平成30年度より1年経過したものは複数の職員で確認し破棄している。
13	特定感染症に関する相談業務の記録について [113ページ]	<p>性感染症に関する相談業務の件数は、大阪府への報告事項の一つとされており、統計情報として利用されることから、相談内容を記載する様式を保健所として共通で定め、相談業務の根拠資料として保管すべきである。</p>	保健予防課	既存の感染症相談記録票に加えて、HIV相談記録票を作成し保管するようにした。また、その記録票をもとに相談件数を報告するように改善した。
14	嘱託医師の日当の単価について [119ページ]	<p>相談業務や講演会の報償金について、統一基準を決定することが運用上難しいとのことであるが、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定する明確な決裁処理を行う必要がある。</p>	保健予防課	報償金については、統一基準の決定が困難であるため、事業実施の都度、事前に事業内容や報償金額について決裁をとることとした。
15	文書ファイルの保管について [121ページ]	<p>文書のファイリングや文書索引の作成に関するルールはなく、文書ファイルごとの担当者も設けていない。その結果、文書作成者が各々勝手に綴じていくこととなり、文書索引の作り方や書類の綴じ方が、不統一になっている。</p> <p>文書管理のルールを定めるとともに、文書ファイルの編纂担当者を定め、責任を持って文書を管理しなければならない。</p>	保健予防課	文書ファイル保管について、文書管理のルールを徹底し、文書ファイルごとに担当者を決め、入力を含めた管理を行うこととした。
16	小児慢性特定疾病審査会の出席について [124ページ]	<p>小児慢性特定疾病審査会について、年間の出席率が50%に満たない委員が2名おり、出席者に偏りがあった。今後は、より多くの委員の出席が可能な日程で審査会を開催すべきである。</p>	保健予防課	平成29年度からは、より多くの委員の出席が可能な日程で審査会を開催し、出席率は改善された。
17	講演会及び訪問相談・指導事業の報償基準について [125ページ]	<p>難病医療講演会に対する講師報償金及び訪問相談・指導事業に対する相談員の報償金について、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、単価を決定する明確な決裁処理を行う必要がある。</p>	保健予防課	報償金について、依頼の都度決裁処理を行っている。
18	枚方市特定不妊治療費用補助金の申請時の確認 [126ページ]	<p>枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書の受領時に利用する、特定不妊治療申請チェックリストについて、個別項目のチェックが付されないまま、大項目のチェックが付されているものがあるため、申請内容が網羅的に問題ないかを確認するためにも個別項目についても網羅的にチェックを付す必要がある。</p>	保健予防課	特定不妊治療申請チェックリストについては、申請時に窓口において個別項目ごとに確認しチェックを付すよう職員に指導徹底し、窓口対応職員とは別の職員により、再度確認、チェックすることとした。 (平成29年10月申請分より実施済)
19	医師等への報償金の単価について[131ページ]	<p>枚方市の保健センターでは、身体障害児及び長期療養児など療育指導事業として、各分野の専門医による相談を実施しており、相談を実施した医師及び歯科医師に対しては、報償金を支払っている。</p> <p>報償金の単価の根拠を質問したところ、医師・歯科医師の単価は保健センターで実施している他の事業と同じ単価としているものの、要綱等で単価を決めているものではないとのことであった。専門医への報償金については、一定の単価を定めておくべきものであり、明文化したルールに従い、報償金を支払うべきである。</p>	保健センター	療育指導事業の医師及び歯科医師への報償金については、実施の前に決裁処理を行っている。
20	事務局の監事監査について [132ページ]	<p>全大阪よい歯コンクール大会事務局要領第8条第1項において、会計監事を置く旨の定めがなされている。しかしながら、平成28年度の決算報告に関する資料を閲覧したところ、監事報告書がなく実際に監事による監査がなされているかどうかを確認できなかった。</p> <p>枚方市は負担金が適正に使用されていることを確認するため、監事による監査が適切になされていることが確認できるように監事に対し監査報告書の提出を求める必要がある。</p>	保健センター	平成30年1月に、全大阪よい歯のコンクール事務局である大阪府健康医療部保健医療室 健康づくり課に対し、監査報告書の提出を求め、受理した。

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
21	入所者の収入確認書類の対象範囲について [135ページ]	枚方市では、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人に対するサービスの提供に要する費用について補助金を交付しており、枚方市は8つの軽費老人ホームに対し、補助金の支給を行っている。 新規入所者について、適正に収入階層区分の認定・変更がなされているかの確認対象としているのは毎年4月～7月の入居者のみで、それ以外の8月～3月までの新規入所者は対象としていなかった。 新規入所者の収入階層区分の適切性が十分に確保されるために、新規入所者の確認対象範囲を通年とするべきである。	長寿社会推進室	平成30年度からは、新規入所者の確認対象範囲を前年8月から現年7月までの通年とすることとした。
22	障害福祉専門分科会の出席について [147ページ]	枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会は2カ月に一度の頻度で開催されており、平成28年度には6回開催されている。 しかしながら、平成28年度に開催された全6回の議事録を閲覧し、委員の出席状況を確認かめたと、1度も出席をしていない委員が1名存在していた。分科会の議論の有効性を確保するため、会議に出席可能な委員を任命する必要がある。	障害福祉室	推薦依頼時、推薦団体に分科会の設置理由等の説明を行う。平成29年度からは、事前に日程調整を行い、多くの委員が参加できる日程で分科会を開催した。なお、当該委員については、平成28年度をもって任期満了のため、退任している。
23	母子父子寡婦福祉資金の回収努力について [161ページ]	母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、最終入金日から10年以上たっているものについて、年に1回の催告状は全件について発送しているものの、発送しているのみで電話等での接触を全く行っていない貸付先があった。 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、枚方市として合理的な回収努力をしていないことは問題である。	子ども総合センター	最終入金日から10年以上経っている案件を中心に、滞納期間が長期化している約60件について借主宅を訪問し、督促した。滞納が長期化しないよう、引き続き、償還期限を過ぎた債権については、速やかに督促を行っていく。 今後は、催告状送付や訪問等で督促しても、連絡がない方については、債権回収課で採用予定の弁護士に相談して、対応することとした。
24	利用者負担金の回収について [161ページ]	枚方市父子家庭生活支援員派遣事業について、平成28年度においては1名の利用があった。当該利用者の負担金は34,050円であったが、平成28年度末において全額が未回収の状態となっていた。 未回収債権の回収は、督促状の送付や電話等の連絡のみでなく、利用者と具体的な回収計画について確認を行う必要がある。	子ども総合センター	平成29年10月に電話連絡をした際、児童手当を支払に充てるとの申し出があった。その後も未納のため11月に電話連絡をした際、3,000円ずつ支払うことを了承され、納付書を送付した。その後も未納のため、何度か督促しているが、現時点で未納が続いている。引き続き、定期的に連絡をとっていく。今後も、未回収債権については、利用者と具体的な回収計画について確認を行うこととした。
25	資格確認の記録について [163ページ]	「高等職業訓練促進給付金」について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給要件を継続的に満たしていることについても、確認したことについて記録を残す必要がある。	子ども総合センター	支給要件を確認するため、課税状況や世帯状況を確認した日時を記録し、ケースファイルに管理することとした。
26	産業廃棄物処理施設の設置に関する許可の手続について [168ページ]	産業廃棄物処理施設の設置に関する許可は、専門的で技術的かつ多くの要件を確認しなければならず、許可の適否は環境行政に重大な影響を与えることから、許可手続全てについて、入手すべき資料、入手すべき時期及び満たすべき要件を漏れなく一覧でき、進捗状況や作成者のほか、確認者及び確認日がわかるような新たなチェックリストを用いることが有用である。	環境総務課	チェックリストを改善し、指摘された事項をすべてチェックリストに掲載し、確認するようにした。
27	多量排出事業者による提出義務書類の受理義務について [169ページ]	産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書の未提出者の把握は、未提出者の早期発見を重視し、入力完了を待たずに目視で多量排出事業者を把握しているが、事後的に、マニフェスト入力データを利用して未提出者の網羅的な発見に努めるべきである。	環境総務課	指摘があったデータベースソフトを改良して対応することについては技術的に困難な面があることから、マニフェスト報告書に集計した産業廃棄物の量を記載するとともに、報告書の提出者一覧に多量排出事業者の欄を設け、規定の量を超過した提出者を漏れなく確認することとした。
28	枚方市サービス付高齢者向け住宅事業の登録申請等書類チェックリストのファイリングについて [186ページ]	枚方市内におけるサービス付高齢者向け住宅事業の登録申請を受け付けており、申請書類の網羅性を確認するために「枚方市サービス付高齢者向け住宅事業の登録申請等書類チェックリスト」を使用している。平成28年度に新規登録を行った施設1件に係るチェックリストが綴じられていなかった。 チェックを行なったチェックリストを申請書類とともに保管することが望ましい。	景観住宅整備課	平成29年11月に行った登録事務以降、全ての住宅に対して、チェックリストを申請書類とともに保管することとした。

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
29	放課後自習教室運営委員会について [195ページ]	放課後自習教室運営委員会の開催実態については、担当者へのヒアリングによって、年2回から3回程度、各数十分程度の会議を行っているとの回答を得た。しかし、議事録等の開催記録はない。会議を実施した際は議事録を残すことが望ましい。	教育指導課	会議ごとに議事録を作成した。
30	チーフスクールソーシャルワーカーに対する報償金の支給誤りについて [197ページ]	チーフスクールソーシャルワーカーの平成28年6月分、平成28年12月分の報償金の支払いについて、支払い不足があった。合計金額を記載する欄を設けるとともに、「スクールソーシャルワーカー支払調書」作成者とは別の職員が、集計結果に誤りがないことを確認すべきである。	児童生徒支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実績簿を勤務時間の合計を記入する欄を設けた様式に改め、勤務時間の転記ミスをなくすようにした。 ・支払調書作成者と別の職員2人が、活動実績簿と集計結果を照合し、支払調書に誤りがないことを確認することとした。
		あるチーフスクールソーシャルワーカーの平成28年9月分の報償金の支払調書では23時間として集計されていた報償金の支払いについて、監査当日の資料閲覧においては活動時間の実績が10時間と報告されている実績報告書のみが用意されており、残りの13時間の実績を示す資料については提示されなかった。後日になって監査当日に提示された以外のファイルに収納されていた実績報告資料を発見したとの連絡を受け、その複写の提出を受けた。 決裁に関連する書類について適切に管理保管すべきである。	児童生徒支援室	支払いに係る決裁において、関係書類一式をまとめ、決裁後は速やかに所定の簿冊に綴じ、管理保管することとした。